平成２６年（フ）第５４９５号
大阪府吹田市朝日町20番９号
債務者　豊留　　明
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９６号
大阪府寝屋川市打上南町16番９号、前住所大阪府寝屋川市打上元町34番９号
債務者　田中ひとみ（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５０２号
大阪府門真市三ツ島２丁目20番40号
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１２号
静岡県浜松市北区引佐町奥山1582番地の１
債務者　上嶋里枝子（旧姓藤島）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４９２６号
大阪府交野市私部南３丁目２番15号
債務者　入江　一夫
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４１号
大阪市生野区**巽**東２丁目17番20号コーポスガハラ205号室
債務者　天辻　桃子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２８号
大阪市都島区内代町１丁目16番25―203号、前住所島根県松江市玉湯町布志名594番地４
債務者　福間　信一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５０６号
大阪府摂津市正雀本町１丁目３番１―802号
債務者　久保　　信
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００号
北海道旭川市末広東１条３丁目７番18号　コーポ畠山Ｂ―３
債務者　千坂　理加
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２０号
北海道旭川市旭町１条３丁目841番地の73
債務者　品田　幸枝（旧姓酒部）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４６号
北海道旭川市曙１条３丁目２番15号　曙プレジデントⅡ108号
債務者　上西　貴志
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７４号
栃木県真岡市下高間木２丁目１番地６　ＳＳホーム１号、前住所栃木県真岡市上高間木１丁目35番地16
債務者　石川　チャヴェス　セグンド　マヌエルこと　イシカワ　チャヴェス　セグンド　マヌエル
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８０号
栃木県鹿沼市茂呂1211番地８　Ｋ・Ｕマンション305号室、前住所群馬県館林市松沼町28番２号　コーポフィオーレ―201
債務者　斗沢　愛美
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８１号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目９番13号　成田方、前住所栃木県宇都宮市上戸祭３丁目１番２号
債務者　福田とし子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６８号
岡山県瀬戸内市邑久町北池683番地
債務者　横田　彰宏
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５００号
岡山県備前市坂根146番地１、旧住所岡山県備前市香登西340番地
債務者　白濱シズヱ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部